様式第５号の３

内面積申請に係る確認書

一筆の農地等の一部につき、所有権の移転、（　　権）の設定（分筆に係る地目変更等の登記を伴う場合に限る。）に伴う農地転用の許可申請にあたって、求積図等地積測量によらない面積を用いた申請や農地転用の許可申請後に改めて地積測量をやり直すなどの理由で、許可指令書の面積と分筆登記の面積が同一である（注）と認められない場合には、自らの責任において改めて農地転用の許可申請、又は事業計画変更承認申請を行うことを確認します。

年　月　日

譲受人　　印

譲渡人　　印

（注）ここでいう同一とは、場所及び面積が同じであることという。
また、面積が同じとは、許可指令書の筆ごとの面積と土地登記簿に記載された地積の整数部分が一致することをいう。